

松山北高等学校同窓会近畿支部会則

- 第1条 本会は松山北高等学校同窓会近畿支部という。
- 第2条 本会は近畿地区在住の松山北高等学校（北予中学校、北予高等学校、松山城北高等女学校、松山城北高等学校を含む）の卒業生並びにそれらの学校に在学したもので組織する。
- 第3条 本会は、会員相互の連絡、親睦を図り、もって母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会の事務所は大阪府中央区内淡路町1-4-8-301 土佐和史税理士事務所に置く。
- 第5条 本会は、第3条の目的達成のため下記の行事及び事業を行う。
1. 総会 2. 会員名簿の発行、その他の目的達成のために必要と認める事項
- 第6条 本会は、下記の役員を置く。
会長 1名 副会長 3名 書記 1名 会計 1名 監事 2名 幹事 若干名
- 第7条 本会の役員の任務は、次のとおり定める。
1. 会長は、会務を掌握し総会の議長になる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。
3. 書記は、会議の記録に関するを行う。
4. 会計は、会計の関するを行う。
5. 監事は、会計を監査する。
6. 幹事は、第12条に示す幹事会における任務を遂行する。
7. 相談役は、本会の諮問に答え、本会発展のために助言、指導を行う。
- 第8条 会長、副会長、書記、会計、監事は総会において定め、幹事は、会員から会長がこれを委嘱する。
相談役は、会長、副会長経験者をもって構成する。
- 第9条 役員の任期は、2ケ年とし重任を妨げない。
- 第10条 総会は、定期総会と臨時総会に分ける。
定期総会：毎年1回開催し、会員相互の親睦を図ると共に重要事項の協議、役員を選任並びに会務の報告を行う。
臨時総会：重要事項協議の必要を認めた時、会長がこれを招集する。
- 第11条 幹事会は、会長、副会長、書記、会計、監事、幹事をもって構成する。
- 第12条 幹事会は、下記の事項を協議、決定する。
1. 予算、決算の審議 2. 本会の目的遂行のための必要な事項 3. 細則の決定、その他重要な事項
- 第13条 本会の経費は、会費及び寄付金をもってこれらに当てる。
- 第14条 会員は、住所・氏名・職業、その他に変更あるときは、本会の事務所に通知するものとする。
- 第15条 会則は、総会の決議によって変更することができる。
- 第16条 本会則は、昭和54年4月1日から実施する。
平成19年11月16日一部改正する。
令和元年6月22日一部改正する。